

議案第 37 号

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が
公布されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

投票管理者、投票立会人、期日前投票所の投票管理者、期日前投票所の投票立会人、開票管理者、開票立会人、選挙長及び選挙立会人の報酬について、
1, 200円から1, 700円の間で引き上げる。

3 附則

公布の日から施行する。

(参考)

職 名	改正報酬日額	現行報酬日額
投票管理者	14, 500円	12, 800円
投票立会人	12, 400円	10, 900円
期日前投票所の投票管理者	12, 800円	11, 300円
期日前投票所の投票立会人	10, 900円	9, 600円
開票管理者・選挙長	12, 200円	10, 800円
開票立会人・選挙立会人	10, 100円	8, 900円

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和56年日野町条例第10号) の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表 (第2条関係) 報酬			別表 (第2条関係) 報酬		
職名	報酬額		職名	報酬額	
略			略		
投票管理者	日額 14,500円		投票管理者	日額 12,800円	
投票立会人	" 12,400円		投票立会人	" 10,900円	
期日前投票所の投票管理者	" 12,800円		期日前投票所の投票管理者	" 11,300円	
期日前投票所の投票立会人	" 10,900円		期日前投票所の投票立会人	" 9,600円	
開票管理者	" 12,200円		開票管理者	" 10,800円	
開票立会人	" 10,100円		開票立会人	" 8,900円	
選挙長	" 12,200円		選挙長	" 10,800円	
選挙立会人	" 10,100円		選挙立会人	" 8,900円	
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。